平成29年度

定期監査結果報告書(年間総括)

(一般会計及び特別会計) (公営企業会計)

平成30年8月

北海道監查委員

平成29年度 定期監査結果報告書(年間総括)

目 次

第1	監査結果報告について ······· 監査結果報告について ······· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ·	1
第2	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の主眼 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	監査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	監査結果の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	不適切な会計処理等を行っているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・	
5	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	公用車による交通事故等が発生しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	公有財産の損傷等が発生しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	その他是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	公用車による交通事故等が発生しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(別記2)項目別監査結果一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

第1 監査結果報告について

監査結果報告は、地方自治法の規定に基づき実施した監査の結果について、議会、知事等に提出し、公表しているものであり、監査対象部局における早期の改善を促すため、年3回に分けて行っている。

年間総括である本報告書は、これまで報告した3回分の監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数などの年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容等に基づき項目別に区分するなど、平成29年度の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全418部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあっては平成29年11月から平成30年7月までの間に、公営企業会計にあっては平成30年2月、5月及び6月にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 業務委託の執行について
- オ 物品の調達と管理について
- カ 補助金の執行について
- キ 財産の管理について
- ク 工事(技術)の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

(1) 全418部局のうち、204部局については実地監査を実施し、214部局については書面 監査を実施した。

(単位:部局)

会 計	区	分	本 庁	出 先 機関等	計	実地監査	書面監査
	知 事	部 局	9	44	53	46	7
	各種委員会	会等事務局	5		5	5	
一般会計及び 特別会計	教	育 庁	1	279	280	113	167
	警察	本 部	1	71	72	32	40
		+	16	394	410	196	214
	【工業用水	美 局 会計及び 道事業会計	1		1	1	
公営企業会計	道立物	ち 院 局 業会計)	1	6	7	7	
		+	2	6	8	8	
合	計		18	400	418	204	214

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、 抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出(支払)証拠書類その他関係書 類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、内容を確認した。 また、変制効果を真めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のさた。
 - また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、 4部局について実地監査に変更した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出(支払)証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善を求めることとした事項を次により 指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成27年度から平成29年度までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移 は、次のとおりである。

(単位:件)

区分		指	指事 ^工	 頁	指	i導事 [」]	 頁	栈	a 計事 ^工	 頁		計	4 117
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
総	則						5						5
予	算	1	1								1	1	
収	入	18	9	15	14	16	8	1			33	25	23
支	出	19	21	12	47	35	32				66	56	44
契	約	10	8	6	37	37	44	1			48	45	50
財	産	25	18	23	19	24	21	1			45	42	44
工事	(技術)	1			11	9	8				12	9	8
経 営	管 理	1	1	1							1	1	1
そ	の他	17	23	11	30	40	30				47	63	41
	計	92	81	68	158	161	148	3			253	242	216

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数 (平成29年度実績)

(単位:件)

					(1)=-11/
区 分	是正又は改善 を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	32部局	46	115		161
各種委員会等事務局	3部局		4		4
教 育 庁	17部局	8	16		24
警 察 本 部	15部局	14	13		27
計	67部局	68	148		216

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数 (平成29年度実績)

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

項目	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不適切な会計処理等	3			3
収 入 確 保	6	2		8
経済性、効率性及び有効性	1	3		4
合 規 性	23	116		139
交 通 事 故 等	2	23		25
公有財産の損傷等	32	4		36
そ の 他	1			1
≅ †	68	148		216

2 不適切な会計処理等を行っているもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、 不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係のもと職員一人一人が公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守の徹底について常に意識を持って、実施しなければならない。

「不適切な会計処理等を行っているもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、平成29年度においても私費払いをしているものや支出負担行為に係る決定書を作成していないものなど、不適切な会計処理等がいまだに後を絶たず、同様の事案が発生している。

これらの事案の再発防止のためには、それぞれの職員が業務における法令等の遵守についての意識を強く持つとともに、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚し、不適切な会計処理等が発生した原因を踏まえ、部下職員への適切な指導・監督を行い、有効なチェック機能の構築により内部牽制のさらなる充実を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 環境生活部

物品の借入れ契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出 負担行為を行わなければならないが、平成28年度において、これを行わずに契約してい るものが、3件、89万456円あった。

また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が 支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて翌年度 に支出していた。

(2) 経済部

インターネット回線工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、1万368円あった。

また、委託料、負担金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、上記を含め、31件、502万2,712円あり、うち年度を超えて支出しているものが、4件、1万808円あった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(3) 札幌啓成高等学校

少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担 行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているもの が、1件、26万6,760円あった。

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その 解消のため、適切な措置を要する。

道税や放置違反金収入等の税外諸収入について、収入未済額解消に向けた各種の取組を行った結果、収入未済額は前年度に比べ減少しているが、その額は依然多額であることから、各部局においては滞納の実態に応じたさらなる対策を講じるとともに、新たな収入未済の発生防止について、取組の強化を求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

収入未済額が減少しているものの引き続き適切な措置を要するもの

【道税収入】

道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどを強化するほか、コンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (総務部)

(単位:千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H29	625, 422, 427	614, 165, 876	922, 814	10, 333, 737	98. 2
H28	616, 561, 191	603, 841, 498	1, 296, 898	11, 422, 795	97. 9

【税外諸収入】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものは、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	調定額	収入済額	不 納	収入オ	卡 済 額	収糸	内 率
区 刀	 加	以八角領	欠 損 額	H29	H28	H29	H28
母子福祉資金貸付金 収入等	4, 220, 258	1, 454, 922	202, 010	2, 563, 326	2, 706, 393	34. 5	32. 4
中小企業高度化資金 貸付金収入等	9, 572, 757	1, 184, 275	95, 525	8, 292, 957	8, 428, 799	12. 4	22. 5
林業・木材産業改善 資金貸付金収入等	388, 921	124, 415	4, 800	259, 706	271, 681	32.0	34. 5
道営住宅使用料 収入等	6, 441, 665	5, 553, 954	75, 989	811, 722	877, 646	86. 2	86. 1
放置違反金収入	480, 534	356, 404	18, 633	105, 497	144, 504	74. 2	62. 5
農業改良資金貸付金 収入	126, 474	79, 197	10, 950	36, 327	47, 843	62.6	75. 6
公立高等学校奨学 資金貸付金収入等	10, 027, 340	9, 893, 737	3, 198	130, 405	141, 808	98. 7	98. 5

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、行財政改革による効率的かつ効果的な行財政の執行が求められており、事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔経済性〕
- ・実施した事務事業において、コストに見合った成果が上がっていないもの〔効率性〕
- ・実施した事務事業において、目的に見合った成果が上がっていないもの〔有効性〕

主な監査結果は、次のとおりである。

・ 支出に係る事項

外国旅行時に使用する携帯電話のデータの取得については、携帯電話と同時にレンタルしたWiFiルーターを経由して行うこととしていたが、これによることなくデータを取得したことから、不必要なデータ通信料が発生し、不経済な支出となっているものが、1件、22万9,891円あった。 (経済部)

5 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 収入に係る事項

- ア 歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類により、納入すべき金額に誤りがないか等を調査し、調定しなければならないが、個人道民税の調定において、自治体から提出された報告書の内容に誤りがあるにもかかわらず、これに基づき調定を行ったことから、調定額が過少となっているものが、平成29年度において、2件、14万8,042円あり、調定額が過大となっているものが、平成28年度において、1件、8,888円あった。 (檜山振興局)
- イ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において 事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税 を課さなければならないが、2回に分割しているものが、2件、18万1,400円あった。

また、個人の事業の所得を計算する場合において、直接事業の用に供する資産を譲渡したために生じた損失の金額については、事業税の申告書を提出しているときに限り、控除することができることとされているが、上記のうち1件について、申告書の提出がないにもかかわらず、これを控除し所得を決定したことから、事業税が1万5,200円過少となっていた。 (檜山振興局)

ウ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において 事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税 を課さなければならないが、2回に分割しているものが、6件、40万600円あった。

(釧路総合振興局)

- エ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において 事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税 を課さなければならないが、2回に分割しているものが、5件、78万9,300円あった。
- オ 不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取得に対しては、不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定を誤ったことから、不動産取得税額が過少となっているものが、1件、30万3,200円あった。

(釧路総合振興局)

- カ 保育所運営費等道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担金を返還させる場合は、返還すべき期限を、額の確定の通知をした日から20日以内とすることとされ、事業者が地方公共団体である場合で、その返還金につき予算措置を必要とする場合に限り、当該期限を90日以内において定めることができることとされているが、負担金を返還させるに当たって、返還期限を20日以内として調定の上、納入通知書を送付した後、当該事業者から、返還金について予算措置が必要である旨の連絡があったにもかかわらず、当初の納入期限の見直しなどについて検討せず、相当期間経過した後、新たに調定を行うなど、事務処理が遅延しているものが、1件、8万1,605円あった。 (根室振興局)
- + 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料については、毎月、専用メーターにより使用量を計測し、その都度調定のうえ、納入通知書により納付させなければならないが、平成28年度及び平成29年度において、調定を行わず、電気料の納付をさせていないものが、19箇月分、5万8,550円あった。

また、調定及び納入通知書の発行が遅延しているものが、平成27年4月分から平成28年3月分までにおいて12箇月分、4万701円あった。 (江差高等看護学院)

ク 高等看護学院の授業料の免除について、申請時に前年分の証明書類により決定した場合には、申請した当該年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を提出させ、免除の可否を確認する必要があるが、この確認を行わず、免除要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、3名分、52万800円あった。

(江差高等看護学院)

ケ 建設業許可申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、収入証紙がちょう付されていない申請書を受理しているものが、1件、5万円あった。

(留萌振興局)

(2) 支出に係る事項

ア 通勤手当の支給において、支給すべき月を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、3万8,180円あった。

また、寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う手当の額を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、3万540円あった。

さらに、特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。 (総務部)

イ 管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員が週休日に業務に従事したときは、 管理職員特別勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名 分、1万4,000円あった。

また、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、13名分、5万6,250円あった。 (十勝総合振興局)

- **ウ** 旅費の支給については、当該旅行を行った年度の予算で支出しなければならないが、翌年度予算で支出しているものが、1件、7万5,640円あった。 (経済部)
- エ 旅費の支給において、赴任に伴う扶養親族が移転しない場合にあっては、移転料は 定額の2分の1、扶養親族移転料は支給しないこととなるが、扶養親族ではない者を扶養 親族として旅費を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円 あった。 (オホーツク総合振興局)
- オ 役務費の支出において、表彰状の筆耕を発注したが、受賞年月日を誤って業者に通知したため、新たな表彰状を作成したことから、不経済な支出となっているものが、1件、5万9,500円あった。 (石狩振興局)
- **カ** 印刷製本費の支出において、パンフレットの作成を発注したが、内容に誤りがあったため、新たにパンフレットを作成したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,060円あった。 (宗谷総合振興局)
- キ 生活保護費の支給において、受領権限のない者に支払っているものが、55件、134万 949円あった。 (檜山振興局)
- **ク** 物品の購入において、受領権限のない者に物品購入代金を支払っているものが、1件、11万1,188円あった。 (室蘭警察署)

(3) 契約に係る事項

- ア 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、 消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高 となっているものが、2件、11万8,772円あった。 (農政部)
- イ 清掃業務委託において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定し、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、21万6,000円あった。 (旭川肢体不自由児総合療育センター)
- ウ 物品購入契約等に係る見積合せの執行において、代理人の記名押印がない見積書や代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、これらを有効なものとしているものが2件あり、このうち、無効な見積書を提出している者と契約を締結しているものが、1件、69万1,200円あった。 (水産林務部)

- エ 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引渡しを行っているものが、1件、852万9,494円あった。 (十勝総合振興局)
- オ 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該 物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡しているものが、1件、8万7,566円 あった。 (函館工業高等学校)
- **カ** 物品購入において、物品購入決定書と異なる数量で発注し、納品させているものが、 1件、5万3,900円あった。

また、当該物品の納品検査において、納品された物品の数量が物品購入決定書と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していた。 (湧別高等学校)

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

道においては、交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転の根絶はもちろんのこと、公用車に限らず、自家用車の使用を含んだ安全運転の励行、事故防止についての注意喚起を行うとともに、職場研修の実施などの取組を行っている。

しかし、依然として公用車による多くの交通事故が発生しており、その結果、多額の賠償金や修繕費用等を支出しているものがあった。

また、交通事故以外にも管理瑕疵などによる事故の発生により、賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵などによる事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件10万円以上の支出等のあった部局が16部局あり、その合計は、163件、4,623万2,440円であり、また、全損により4台の廃車があった。

このうち、賠償金、修繕費用等として、1件100万円以上の支出等のあった部局は、次のとおりである。

(単位:件、円)

【賠償金、修繕費用等の合計】

部 局 名	件 数	金額
警 察 本 部	122	36, 599, 254

注1 各方面本部及び警察署を含む。

2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額 を含む。

(2) その他の事故等

道立学校における清掃作業中に、負傷事故が発生し、賠償金として、1件、454万2,110円の支出があった。 (オホーツク教育局)

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、火災や物品の損傷等が発生しているものがあり、この中には、公用車において、運行前、運行後点検の不徹底などから損傷した経緯が特定できないものがあった。

これら物品の損傷による多額の修繕費用の支出や物品の亡失は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、公有財産や物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 火災が発生し、復旧費用を支出しているもの

職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、1件、1,198万8,000円の支出があった。 (警察本部)

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出のあった部局が27部局あり、その支出の合計は、53件、501万8,572円であった。

このうち、修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出のあった部局は、23部局あり、その部局は、次のとおりである。

【修繕費用等の合計】

(単位:件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
総 務 部	1	87, 048	パーソナルコンピュータ
経 済 部	2	104, 220	公用車及びパーソナルコンピュータ
空 知 総 合 振 興 局	3	300, 099	公用車
後 志 総 合 振 興 局	2	186, 127	公用車
胆振総合振興局	2	153, 021	公用車
檜 山 振 興 局	1	96, 765	公用車
上川総合振興局	4	114, 880	公用車及びパーソナルコンピュータ
留 萌 振 興 局	1	72, 360	デジタル一眼レフカメラ
宗 谷 総 合 振 興 局	3	127, 018	公用車及びパーソナルコンピュータ
オホーツク総合振興局	2	531, 748	公用車及びスノーモビル
十勝総合振興局	5	566, 143	公用車及びパーソナルコンピュータ
根室振興局	3	167, 637	公用車及びパーソナルコンピュータ
教 育 庁	1	64, 800	パーソナルコンピュータ
雨竜高等養護学校	1	329, 832	コンクリートプラント
警 察 本 部	2	98, 984	公用車及び楽器
旭 川 方 面 本 部	3	322, 109	公用車
釧 路 方 面 本 部	2	588, 600	IC運転免許証両面コピー装置
北 見 方 面 本 部	1	138, 358	公用車
中 央 警 察 署	3	206, 398	公用車
北 警 察 署	4	352, 576	公用車及び可搬式速度測定装置
手 稲 警 察 署	1	130, 723	公用車
釧 路 警 察 署	1	86, 745	公用車
北見警察署	1	90, 882	公用車
計	49	4, 917, 073	

(3) 物品の亡失があったもの

物品の亡失が8部局で発生しており、その部局は、次のとおりである。

	部 局	名		亡失物品			部	局	名		亡失物品
環生	竟 生	活	部	ICカード乗車券		東	京	事	務	所	ICカード乗車券
建	設	:	部	共通乗車券	7	枝	幸	高 等	学	校	校舎マスターキー 及び電子キー
胆 振	総合	振興	局	ETCカード	Ī	置	戸	高 等	学	校	電子キー及び事務室 入口扉鍵
オホー	ーツク総	合振興	局	キーケースの鍵	;	栗	Щ	警	察	署	USBメモリー

8 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項として是正又は改善を求めた事 案があり、その監査結果は、次のとおりである。

経営に係る事業の管理

ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成29年度の単年度収支が10億318万円となり、平成25年度から5年連続で単年度収支が黒字となっている。

今年度においても、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は237億8,937万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。 (農政部)

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成27年度から平成29年度までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位:件)

		井	指事 ^工	 有	井	i導事 [」]	 有	栺	a 計事 ¹	 有		計	Z · 11/
区	区 分		H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
予	 算	H27									1		
収	入				2	2	3				2	2	3
支	出	3	1		10	3	1				13	4	1
契	約	3	7	1	6	8	7	1			10	15	8
財	産		1	1		2	1					3	2
工事	(技術)				2	2					2	2	
経 営	管 理	2	2	2							2	2	2
会 計	経 理	1		2	3	5	1				4	5	3
そ(の他				1	1	1				1	1	1
Ī	計	10	11	6	24	23	14	1			35	34	20

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数 (平成29年度実績)

(単位:件)

					(— — · 11 /
区 分	是正又は改善 を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1部局	1	2		3
道 立 病 院 局 (病 院 事 業 会 計)	6部局	5	12		17
計	7部局	6	14		20

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数(平成29年度実績)

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

項目	指摘事項 指導事項 検討事項	計
経営に係る事業の管理	2	2
合 規 性	4 13	17
交 通 事 故 等	1	1
計	6 14	20

2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

工業用水道事業、病院事業の経営については、累積欠損金が依然として多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

・ 経営に係る事業の管理

- (1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億9,985万1,299円と7年連続の 黒字決算となったところであるが、累積欠損金は86億3,792万623円と、なお多額となっ ているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計 画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、 引き続き経営の改善を図る必要がある。 (企業局)
- (2) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億5,377万2,462円となり、累積欠損金は527億8,803万9,982円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (道立病院局)

3 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理や会計経理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、 あるいは、小さな誤りが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係 る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、内 部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 契約に係る事項

業務委託契約に係る予定価格の積算において、直接物品費等の算定を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、15万7,680円あった。

また、予定価格が過大となっているものが、上記を含め、2件、208万6,560円あった。 (緑ヶ丘病院)

(2) 財産に係る事項

事業資産の使用許可に伴う使用料について、使用許可を行った売店の利用対象者が限られる等の理由により、その営業環境を勘案する必要があるときは、算定した使用料の額を免除することができるなどとされているが、これに該当しないにもかかわらず、免除しているものが、1件、15万6,273円あった。 (緑ヶ丘病院)

(3) 会計経理に係る事項

- ア 費用を医療部門と療育部門に区分して経理する必要がある場合は、医療部門に係る 費用は医業費用に療育部門に係る費用は医業外費用に計上し、両部門のどちらか明確 に区分できない場合にあっては、当該費用を按分し計上することなどとされているが、 計上の方法を誤っているものが、3件、19万5,880円あった。 (道立病院局)
- イ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を 作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、 課税取引とすべきものを不課税取引として経理しているものが、5件、5万1,346円あった。 (江差病院)

4 公用車による交通事故等が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

公用車による交通事故

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、10万2,930円の支出があった。 (企業局)

(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた32部局に係る指摘事項等の 内訳は、次のとおりである。

	•	•		(単位:行)
部 局 名	指摘事項	指導事項	計	報告回次
総務部	3	8	11	第3回
総合政策部		2	2	第3回
環境生活部	2		2	第3回
保健福祉部	1	2	3	第3回
経済部	5	5	10	第3回
農政部	2	6	8	第3回
水産林務部	2	2	4	第3回
建設部	2		2	第3回
空知総合振興局	1	7	8	第3回
石狩振興局	1	2	3	第1回
後志総合振興局	1	5	6	第2回
胆振総合振興局	2	8	10	第3回
日高振興局		4	4	第2回
渡島総合振興局		4	4	第2回
檜山振興局	4	4	8	第1回
上川総合振興局	1	5	6	第2回
留萌振興局	2	5	7	第3回
宗谷総合振興局	2	3	5	第1回
オホーツク総合振興局	3	14	17	第3回
十勝総合振興局	3	9	12	第2回
釧路総合振興局	2	5	7	第1回
根室振興局	3	4	7	第3回
北方領土対策根室地域本部		2	2	第3回
東京事務所	1		1	第3回
原子力環境センター		3	3	第3回
江差高等看護学院	2		2	第1回
網走高等看護学院		1	1	第1回
旭川肢体不自由児総合療育センター	1	1	2	第1回
計量検定所		1	1	第2回
札幌高等技術専門学院		1	1	第2回
旭川高等技術専門学院		1	1	第1回
漁業研修所		1	1	第2回
計	46	115	161	
		•		_

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた3部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位:件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	計	報告回次
議会事務局		1	1	第3回
選挙管理委員会事務局		2	2	第3回
人事委員会事務局		1	1	第3回
計		4	4	\setminus

(3) 教育庁

教育委員会が所管する280部局のうち、是正又は改善を求めた17部局に係る指摘 事項等の内訳は、次のとおりである。

部 局 名	指摘事項	指導事項	計	報告回次
教育庁	1	2	3	第3回
石狩教育局		2	2	第1回
後志教育局		1	1	第1回
胆振教育局		1	1	第1回
渡島教育局		3	3	第1回
留萌教育局		1	1	第1回
オホーツク教育局	1	2	3	第1回
雨竜高等養護学校	1		1	第1回
札幌北高等学校		1	1	第1回
札幌啓成高等学校	1		1	第1回
小樽水産高等学校		1	1	第1回
苫小牧工業高等学校		1	1	第1回
函館工業高等学校	1		1	第1回
函館五稜郭支援学校		1	1	第1回
枝幸高等学校	1		1	第1回
置戸高等学校	1		1	第1回
湧別高等学校	1		1	第1回
11th L	8	16	24	

(4) 警察本部

公安委員会が所管する72部局のうち、是正又は改善を求めた15部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位:件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	計	報告回次
警察本部	4	5	9	第3回
旭川方面本部	1		1	第2回
釧路方面本部	1		1	第2回
北見方面本部	1		1	第1回
中央警察署	1		1	第3回
北警察署	1		1	第3回
手稲警察署	1		1	第3回
千歳警察署		1	1	第2回
栗山警察署	1	1	2	第3回
室蘭警察署	1		1	第3回
名寄警察署		1	1	第1回
留萌警察署		2	2	第1回
釧路警察署	1	2	3	第2回
根室警察署		1	1	第2回
北見警察署	1		1	第1回
計	14	13	27	

2 公営企業会計

公営企業会計8部局のうち、是正又は改善を求めた7部局に係る指摘事項等の内訳は、 次のとおりである。

部 局 名	指摘事項	指導事項	計	報告回次
企業局	1	2	3	第3回
道立病院局	2	1	3	第3回
江差病院	1	3	4	第3回
北見病院		1	1	第1回
緑ヶ丘病院	2	2	4	第1回
向陽ヶ丘病院		4	4	第2回
子ども総合医療・療育センター		1	1	第1回
計	6	14	20	

(別記2)項目別監査結果一覧

全ての指摘事項及び指導事項を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別により整理した。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

2 不適切な会計処理等を行っているもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
《指摘事項》	
(1) 物品の借入れ契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成28年度において、これを行わずに契約しているものが、3件、89万456円あった。 また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて翌年度に支出していた。	環境生活部
(2) インターネット回線工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、1万368円あった。また、委託料、負担金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、上記を含め、31件、502万2,712円あり、うち年度を超えて支出しているものが、4件、1万808円あった。なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	経済部
(3) 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行 為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、 1件、26万6,760円あった。	札幌啓成高等学校

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
《指摘事項》	
収入未済額が1億円以上となっているもの	
【道税収入】	
道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどを強化するほか、コンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	総務部
【税外諸収入】	
(1) 母子福祉資金貸付金収入等	
母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	保健福祉部
(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等	
中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を 債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額 となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要 がある。	経済部
(3) 林業·木材産業改善資金貸付金収入等	
林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	水産林務部

(4) 道営住宅使用料収入等

道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(5) 放置違反金収入

放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、インターネット公売を実施するなどの徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

警察本部

建設部

《指導事項》

収入未済額が1,000万円以上となっているもの(上記指摘事項を除く。)

【税外諸収入】

(1) 農業改良資金貸付金収入

農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞 機納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。

農政部

2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

教育庁

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

4 i	経済性、効率性及び有効性の視点から是正义は改善を求めたもの							
	監査結果の項目別区分	部 局 名						
(1)	支出に係る事項							
	《指摘事項》							
5	外国旅行時に使用する携帯電話のデータの取得については、携帯電話と同時にレンタルした WiFiルーターを経由して行うこととしていたが、これによることなくデータを取得したことから、不必要なデータ通信料が発生し、不経済な支出となっているものが、1件、22万9,891円あった。	経済部						
	《指導事項》							
	ア 自動車保険料の支出において、車両の自動車検査証の有効期間満了後、有効な自動車検査証の交付を受けず使用していないときは、有効期間満了後の自動車保険料の支払いは不要となるが、保険者に対し、自動車検査証の有効期間満了後相当期間経過した日を使用しないこととした日として報告したことから、当該経過した期間に係る自動車保険料を支払うこととなり、不経済な支出となっているものが、17台分、2万1,000円あった。	総務部						
	イ 公衆トイレの床暖房に係る電気料金の支出において、床暖房を使用していないにもかかわらず、基本料金を支払っていたため、平成25年度から平成29年度までの期間において、不経済な支出となっているものが、1件、3万8,811円あった。	後志総合振興局						
(2)	財産に係る事項							
	《指導事項》							
	庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。	総務部						
	・平成29年度処分面積・・・・・・・・・・・ 115,095㎡ ・平成30年3月末未利用地面積・・・・・・・・2,883,574㎡							

監査結果の項目別区分	部 局 名						
収入に係る事項	•						
《指摘事項》							
ア 歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係により、納入すべき金額に誤りがないか等を調査し、調定しなければならないが、人道民税の調定において、自治体から提出された報告書の内容に誤りがあるにもわらず、これに基づき調定を行ったことから、調定額が過少となっているものが、成29年度において、2件、14万8,042円あり、調定額が過大となっているものが、28年度において、1件、8,888円あった。	、個 かか 、平						
イ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途におい事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業を課さなければならないが、2回に分割しているものが、2件、18万1,400円あった。また、個人の事業の所得を計算する場合において、直接事業の用に供する資産に渡したために生じた損失の金額については、事業税の申告書を提出しているときり、控除することができることとされているが、上記のうち1件について、申告書出がないにもかかわらず、これを控除し所得を決定したことから、事業税が1万5,5円過少となっていた。	業税 。 を譲 に限 の提						
ウ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途におい 事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業 を課さなければならないが、2回に分割している部局が、計2部局あり、その合計は 11件、118万9,900円あった。	業税						
(単位:件、円) 部局名 件数 金額 釧路総合振興局 6 400,600 根室振興局 5 789,300 計 11 1,189,900							
エ 不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取る対しては、不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定を誤った、から、不動産取得税額が過少となっているものが、1件、30万3,200円あった。							
オ 保育所運営費等道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担を返還させる場合は、返還すべき期限を、額の確定の通知をした日から20日以内のることとされ、事業者が地方公共団体である場合で、その返還金につき予算措置。要とする場合に限り、当該期限を90日以内において定めることができることとされるが、負担金を返還させるに当たって、返還期限を20日以内として調定の上、通知書を送付した後、当該事業者から、返還金について予算措置が必要である旨の絡があったにもかかわらず、当初の納入期限の見直しなどについて検討せず、相関経過した後、新たに調定を行うなど、事務処理が遅延しているものが、1件、8万1,605円あった。	とす を必 れて 納入 の連 当期						
カ 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料については、毎月、専 メーターにより使用量を計測し、その都度調定のうえ、納入通知書により納付さければならないが、平成28年度及び平成29年度において、調定を行わず、電気料付をさせていないものが、19箇月分、5万8,550円あった。 また、調定及び納入通知書の発行が遅延しているものが、平成27年4月分から平 年3月分までにおいて12箇月分、4万701円あった。	せなの納						
キ 高等看護学院の授業料の免除について、申請時に前年分の証明書類により決定場合には、申請した当該年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明を提出させ、免除の可否を確認する必要があるが、この確認を行わず、免除要件は当しない者の授業料を免除しているものが、3名分、52万800円あった。	書類						
ク 建設業許可申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、 入証紙がちょう付されていない申請書を受理しているものが、1件、5万円あった。							
《指導事項》							
ア 個人の行う歯科医業に対して事業税を課する場合においては、調査によって課程 得を決定しなければならないが、この算定を誤ったことにより、事業税の額が過去 なっているものが、1件、6,200円あった。							
イ 遺児福祉修学資金貸付金の償還について、歳入を徴収しようとするときは、当該 入について、法令等に違反していないかなどを調査し、調定書により調定をしない ばならないが、これを行っていなかった。							

		適! い。	期に行い、調定の遅延や調定漏れ	ıによ 建物	って、納入	が、著しく短期間にならないよう 養務者の納入が遅延することのな おいて、適期に調定を行わず、納 た。	オホーツク教育局			
		項		を付す	ることとされ	たときは、現金領収証書に必要事 れているが、金額及び領収年月日 があった。	農政部			
		る。				する収入取扱員は、検査員を兼ね 自らが、検査を行っているものが	釧路総合振興局			
		民種で、	魚業研修受講料を減免するときに 说が非課税とされている世帯に属 減免対象とならない者の研修受った。	属する	ことを確認っ		漁業研修所			
(2)	支	出に係る	- 5 事項				ı			
(2)	ア		。 職員手当等、賃金							
		1								
		《指摘 (7)		· 1/2-1-	ベキ日も記。		% 公文 立□			
		(1)				のたことから、木文和となりている	松伤司			
			また、寒冷地手当の支給にお	いて	、世帯区分の	変更に伴う手当の額を誤って認定				
			したことから、過払いとなって							
			さらに、特殊勤務手当の文紹 から、過払いとなっているもの			ア理システムへの入力を誤ったこと O円あった				
		(1)				機員が週休日に業務に従事したと	十勝総合振興局			
		(1)				はらないが、未支給となっている	防心口1灰夹内			
			ものが、1名分、1万4,000円ある	った。						
						81回につき6時間を超える場合				
			は、管理職手当区分に応じた額いが、これを行わなかったこと			きじて得た額としなければならな				
			6,250円あった。	. 17.19	、水太阳口					
		(7)	経済部							
		(1)	総務部							
		(ウ)	1回につき6時間を超える場合は 得た額としなければならないがいる部局が、計2部局あり、その	t、管理 バ、こ の合言	埋職手当区分 れを行わなか	競員の勤務に従事した時間が、勤務 に応じた額に100分の150を乗じていったことから、未支給となって 1万8,000円あった。	左表部局名のとおり			
			部 局 名 /	人数	金 額					
			北方領土対策根室地域本部	1	12,000					
			後志総合振興局	1	6,000					
			計	2	18, 000					
			日	4	16,000					
		(I)	典状海类並及や消チェルスへい	・ アル	並及長道旨	 員が、月の初日から末日までの間	左表部局名のとおり			
		(1)				1の合計の2分の1以上従事した場	生衣即用石のこれり			
			合に支給することとされている	が、	この要件を満	情たしていないにもかかわらず手 計2部局あり、その合計は、2名				
			分、8万444円あった。		⊕ HEVEN A	п. прический стантом вып				
				(単位	1:名、円)					
				人数	金額					
			空知総合振興局	1	46, 216					
			上川総合振興局		34, 228					
				1						
			計	2	80, 444					

	(オ) 特殊勤務手当の支給において、税務手当の額は、一の月において道税事務に従事した日の合計が、8日以上で、当該月の週休日及び休日等以外の日の合計の2分の1以下の場合にあっては、手当の月額に100分の60を乗じて得た額としなければならないが、これを適用することなく、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。	日高振興局
	(カ) 特殊勤務手当の支給において、社会福祉業務手当の額は、一の月において福祉に関する業務に従事した日の合計が、1日以上8日未満である場合にあっては、手当の月額に100分の30を乗じて得た額としなければならないが、従事日数が8日未満であるにもかかわらず、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,790円あった。	オホーツク総合振 興局
	(†) 特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、 未支給となっているものが、1名分、9,600円あった。	釧路警察署
	(ケ) 宿日直手当については、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員がこの勤務に 従事したときに支給することとなるが、この勤務に従事していない職員に対し手 当を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、1万4,400円、この勤務に 従事したにもかかわらず、未支給となっているものが1名分、1万4,400円あった。	留萌警察署
	(ケ) 賃金の支給において、賃金等管理サブシステムへの出勤日数等の入力を誤った ことから、未支給となっているものが、1名分、7,692円あった。	渡島総合振興局
	(コ) 賃金の支給について、臨時職員が2箇月連続して勤務し全労働日の8割以上を勤務した場合は、有給休暇を3日間付与できることとされているが、これを欠勤として処理したことなどから、未支給となっているものが、1名分、2万1,547円あった。	宗谷総合振興局
	(サ) 賃金の支給において、扶養手当の支給額の認定を誤ったことから、未支給と なっているものが、1名分、1万9,696円あった。	オホーツク教育局
1	負担金、補助及び交付金	
	《指導事項》	I (a t. (a A leath e
	(7) 北海道医療給付事業補助金については、市町村が重度心身障がい者等の医療に要する経費に対し助成した場合に補助を行うこととされ、市町村が助成を行う受給者の認定は、1月から7月分にあっては前々年の世帯の所得の額、8月から12月分までにあっては前年の世帯の所得の額により判定することとされているが、判定する所得の年分を誤った実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金額が過大となっているものが、1件、2万2,000円あった。	後志総合振興局
	(イ) 補助金の執行において、補助事業者から提出された実績報告書の補助対象経費 に誤りがあったが、当該実績報告書により、補助金の額の確定を行ったことか ら、補助金を過大に交付しているものが、1件、5,508円あった。	檜山振興局
	(ウ) 政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書等の写しの内容を十分に確認することなく、支出した経費の内容の記載がない領収書の写しを有効なものとして受理しているものなどがあった。	議会事務局
	(I) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、 補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。	農政部 檜山振興局
ゥ	その他	•
	《指摘事項》	Learn In the
	(7) 旅費の支給については、当該旅行を行った年度の予算で支出しなければならないが、翌年度予算で支出しているものが、1件、7万5,640円あった。	経済部
	(イ) 旅費の支給において、赴任に伴う扶養親族が移転しない場合にあっては、移転料は定額の2分の1、扶養親族移転料は支給しないこととなるが、扶養親族ではない者を扶養親族として旅費を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円あった。	オホーツク総合振興局
	(ウ) 役務費の支出において、表彰状の筆耕を発注したが、受賞年月日を誤って業者 に通知したため、新たな表彰状を作成したことから、不経済な支出となっている ものが、1件、5万9,500円あった。	石狩振興局
	(I) 印刷製本費の支出において、パンフレットの作成を発注したが、内容に誤りがあったため、新たにパンフレットを作成したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,060円あった。	宗谷総合振興局
	(オ) 生活保護費の支給において、受領権限のない者に支払っているものが、55件、 134万949円あった。	檜山振興局

「小								
(カ) 物品の購入において、受領権限のない者に物品購入代金を支払が、1件、11万1,188円あった。	っているもの 室蘭警察署							
《指導事項》								
(7) 講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかに成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会後に決定書を作成しているものが、1件、3万円あった。								
(イ) 用務開始前の出張に併せた私事滞在について、旅行命令の時点 ある場合で、その滞在地から直ちに用務に赴く場合は、私事滞在 該当し、往路は在勤地から目的地までの旅費額を限度に、私事滞 までの旅費を支給しなければならないが、在勤地からの旅費を支 ら、過払いとなっているものが、2件、9,780円あった。	地からの旅行に 在地から目的地							
(ウ) 旅費の支給において、扶養親族移転料は職員が扶養親族を伴っ に対象となるが、扶養親族でない者を扶養親族移転料の対象とし 払いとなっているものが、2名分、3万5,146円あった。								
(I) 公務使用の承認を受けた私有車両を公務に使用した場合の燃料 費弁償することとされているが、これを行っていないものが、44 あった。								
(オ) 保守点検委託契約において、委託料は契約書に基づき、契約のな請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされていを超えて支出しているものが、1件、12万9,600円あった。また、児童一時保護委託において、書面により支払の時期を明きは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければの期限を超えて支出しているものが、6件、35万6,700円あった。	るが、この期限 らかにしないと							
(カ) 委託料を支出しようとするときは、継続的、定期的な経費の支権者から提出を受けた請求書により行わなければならないが、請けることなく、支出しているものがあった。								
(*) 役務費の支出において、表彰状の団体名等を誤って筆耕を発注 新たな表彰状を作成することとなり、不経済な支出となっている 万7,080円あった。	ものが、1件、1							
(ケ) 消防用設備保守点検業務において、点検する消火器の数量の誤め、点検に含めていなかった消火器の点検を追加で行う必要が生不経済な支出となっているものが、1件、1万1,340円相当あった。								
(ケ) 役務費の執行において、ロッカーに鍵を入れたまま施錠したこ解錠するための費用が生じ、1件、1万800円の支出をしているもの								
(1) 物品の修繕において、請求権限のない者に物品修繕代金を支払が、1件、8,424円あった。	っているもの 警察本部							
(サ) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得る券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、これらをのがあった。	とともに、乗車							
(シ) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得る券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、平成28年度において、これらを行っていないものがあった。	とともに、乗車 務局							
(3) 契約に係る事項								
ア 工事契約								
《指導事項》								
(7) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機 出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う場合は、受 金額を増額した保証書や保証期間を変更した保証書の提出を受け を締結しなければならないが、これが提出される前に変更契約を のがあった。	注者から、保証 後志総合振興局 てから変更契約 宗谷総合振興局							
(イ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機 出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う場合は、受 金額を増額した保証書や保証期間を変更した保証書の提出を受け ばならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものが	注者から、保証 るなどしなけれ あった。 日高振興局 渡島総合振興局 オホーツク総合振 興局							
(ケ) 営繕工事を概数で発注した場合は、概数として扱った数量の全定した時点で設計変更することとされているが、これを行わなか金額が過少となっているものが、2件、1万9,961円あった。								

1	委託契	約				
《指摘事項》						
	(7)	委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、2件、11万8,772円あった。	農政部			
	(1)	清掃業務委託において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定し、落 札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、 21万6,000円あった。	旭川肢体不自由児 総合療育センター			
Ī	《指導	事項》	•			
	(7)	消防用設備保守点検業務の予定価格の積算において、積算に用いた一般管理費等率などを特段の理由もなく最高値を用いて算出したことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、33万1,560円あった。	十勝総合振興局			
	(1)	庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の公告において、申請をする日の直前2営業年度分の決算において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であることを入札参加資格要件の一つと定めており、これらを確認する書面として事業実績がわかる契約書の写し等の提出を求めているが、申請者から提出された書面からは、この要件を確認できないものがあった。	空知総合振興局			
	(ウ)	業務委託に係る一般競争入札において、あらかじめ参加資格を定める場合には、 健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを要件とし なければならないが、これを定めていないものがあった。	旭川肢体不自由児 総合療育センター			
	(I)	者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を 行わず入札に参加させているものがあった。	計量検定所			
	(4)	委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことや健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。	経済部 旭川高等技術専門 学院			
	(ħ)	業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を 誤って記載しているものがあった。	総合政策部 経済部			
	(‡)	予定価格調書は、秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ厳封 しなければならないが、封入しないまま保管しているものがあった。	経済部			
	(4)	庁舎環境衛生管理業務委託契約に係る一般競争入札において、入札説明書に定める業務仕様書では、業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、入札参加資格は、産業廃棄物の収集・運搬、処分の許可を受けた者であることを要件とする必要があるが、これを定めずに公告し、入札を執行していた。	上川総合振興局			
	(ケ)	庁舎環境衛生管理業務等において、業務処理要領等では業務履行時に発生する 汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、当該業務の入札参加 資格は産業廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者であることを要件としなけ ればならないが、これを定めないまま入札手続きを行っていた。 また、産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記 載した契約書により収集運搬、処分を委託しなければならないが、これを行って いなかった。	留萌振興局 オホーツク総合振 興局			
	(ב)	庁舎等の清掃業務契約において、当該契約を締結する時点において総価額を確定することが可能であるときは、総額により契約を締結しなければならないが、 総額により契約を締結することが可能であったにもかかわらず、日額により契約 を締結しているものがあった。	オホーツク総合振興局			
	(#)	があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	保健福祉部 留萌振興局			
	(\$)	委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書の提出が あったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっている が、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。 また、物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検 査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行ってい るものがあった。	人事委員会事務局			
	(3)	測量業務委託契約において、設計変更の際に復元測量などの数量を誤って積算 し契約変更したため、契約金額が過少となっているものが、1件、2万769円あっ た。	総務部			

その他の契約							
《指摘事項》							
書や代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、これらを有効な ものとしているものが2件あり、このうち、無効な見積書を提出している者と契約 を締結しているものが、1件、69万1,200円あった。	水産林務部						
(イ) 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引渡しを行っているものが、1件、852万9,494円あった。	十勝総合振興局						
(f) 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡しているものが、1件、8万7,566円あった。	函館工業高等学						
(I) 物品購入において、物品購入決定書と異なる数量で発注し、納品させているものが、1件、5万3,900円あった。 また、当該物品の納品検査において、納品された物品の数量が物品購入決定書と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していた。	湧別高等学校						
《指導事項》							
せることとしていることから、入札書に記載する金額は消費税等相当額を含めた 額とする旨の公告をしなければならないが、消費税等相当額を含めない額を入札 書に記載する旨を公告し、入札させているものがあった。	オホーツク総合技 興局						
(イ) 物品運送業務契約に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。	石狩教育局						
しようとする日現在、一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き2年以上営んでいることを入札参加資格要件の一つと定めており、これを確認する書面として事業実績がわかる契約書の写しの提出を求めているが、申請者から提出された書面からは、この要件を確認できないものがあった。	渡島教育局						
	総務部 留萌教育局						
(オ) 印刷物の製造契約に係る見積合せの執行において、代表者の押印がない見積書 は無効としなければならないが、有効としているものがあった。	教育庁						
(カ) 単価契約に係る見積合せの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。	釧路警察署						
(*) 印刷物の製造に係る予定価格については、消費税等抜き価格で積算した全体価格の金額に100分の8に相当する額を加算して決定することとされているが、それと異なる額を予定価格としているものがあった。	保健福祉部						
(ケ) 少額工事の執行において、交換の必要のない部品代を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,591円あった。	経済部						
	選挙管理委員会 務局						
(1) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が 行うこととなっているが、検査を行っていないものがあった。 また、検査当日に在勤していない職員が、検査を行ったとしているものがあっ た。	農政部						
員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	十勝総合振興局 札幌高等技術専門 学院 留萌警察署						
(シ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、 検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。	水産林務部						
(A) 少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員が完成検査 を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったと しているものがあった。	胆振総合振興局						

		(t) 物品購入等の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたとき	明长然会长廊已
		(t) 物品購入等の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。	胆振総合振興局 上川総合振興局
		(y) 定期刊行物の購入において、履行確認検査は、当該定期刊行物が納入された都度行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。	釧路総合振興局
(4)	財	産に係る事項	
	ア	公有財産	
		《指導事項》	
		(7) 公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種別、取得年月日、異動年月日等を記入した上、当該台帳に登録した建物等については、その図面を附属させておかなければならないが、これらを行っていないものがあった。また、公有財産の管理において、建物を新築により取得した場合は、登記手続きをしなければならないが、これを行っていないものがあった。	原子力環境センター
		(イ) 電力使用量の計量に使用する計量器については、検定証印等の有効期間内のものとしなければならないが、行政財産の使用を許可した売店等の電力使用量の計量に当たって、有効期間を経過した計量器を使用していた。	札幌北高等学校
	1	物品	
		《指導事項》	
		(7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を 実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。	総務部 胆振総合振興局 渡島総合振興局 根室振興局 原子力環境センター 小樽水産高等学校 函館五稜郭支援学
		(イ) 指定物品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないも のがあった。	石狩振興局
		また、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、現物、備品記録票等と突合を行った上で、これを会計管理者に提出しなければならないが、当該物品が処分されているにもかかわらず、現存するものとして提出していた。	十勝総合振興局 根室振興局 原子力環境センター
		(†) 劇物の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。	留萌振興局
		(I) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、収入印紙について、これを行っていなかった。	留萌振興局
		(オ) 動物管理に係る医薬品等の管理において、医薬品等取扱責任者は、すべての危険医薬品を危険医薬品総括表に記録し、危険医薬品記録簿を添付のうえ、月ごとに決裁を受けなければならないが、平成27年6月以降これらを行っていなかった。	根室振興局
(5)	I.	事(技術)に係る事項	
	ア	設計	
		《指導事項》 一 砂防工事において、掘削土量の増加に伴い、法枠工を減じる必要が生じ設計変更を行ったが、法枠工の下地となる施工済みの金網の設置部分を含めて減じたことから、設計金額が74万5,200円過少となっていた。	十勝総合振興局
	1		
		《指導事項》	
		河川改修工事において、築提工の盛土の積算に当たり、ブルドーザによる施工数量が10,000㎡以上から10,000㎡未満に変更となる場合は、21トン級ブルドーザから15トン級ブルドーザに適用機種を変更すべきところ、21トン級ブルドーザで積算したため、施工費及び分解組立運搬費の設計金額が50万7,600円過大となっていた。	オホーツク総合振 興局
- 1			

	枚良工事において、植生工の施工に当たり、張芝については日平均気温0℃								
	女良工事において、植生工の施工に当たり、張芝については日平均気温0℃								
を行わせ	での時期に施工を完了させなければならないが、これを下回る時期に施工 せており、施工時期が適切でなかった。	オホーツク総合振 興局							
り、当初工の選択	文良工事において、植生工の施工に当たり、現地の土壌試験の結果によ JJ予定していた有機材種子散布工から植生基材吹付工に変更したが、植生 Eや資材の手配に時間を要し、施工適期を過ぎたにもかかわらず施工を行 いるものがあった。	釧路総合振興局							
エ事務処理									
《指導事項》									
注者とうこれを行		胆振総合振興局							
場合にはこれより	女修工事において、擁壁工の施工に当たり、H形鋼の打込工法を変更する は、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、)前に着手しており、事務処理が適切でなかった。	オホーツク総合振 興局							
が工事 !		警察本部							
3,000㎡ 土地の刑	女築工事において、地盤の掘削により土壌を区域外に搬出するなどして、 以上の土地の形質を変更する場合には、着手する日の30日前までに、当該 が質を変更する場所や着手予定日等を知事に届け出なければならないが、 行っていなかった。	警察本部							
(6) その他									
ア 総則									
《指導事項》									
が、収え	をに係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならない 、取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。	空知総合振興局 胆振総合振興局 留萌振興局 十勝総合振興局							
前渡員太	Yれた資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金 が行わなければならないが、職員が立て替えた庁中常用の経費について、 度員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあった。	オホーツク総合振 興局							
イ 計算証明等									
《指導事項》									
引継書 ^を がなけれ	双扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、 を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継 ればならないが、これを行っていなかった。	農政部 空知総合振興局							
引継書を	前渡員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、 を作成し、その保管に係る前渡資金、帳簿及び証拠書類を後任者に引き継 ればならないが、これを行っていなかった。	オホーツク総合振 興局							
扱員に昇	双扱員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日現在及び収入取 異動があった場合において、検査員を定めて検査をしなければならない 1を行っていなかった。	農政部							
において	歳出外現金等取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日₹、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これを行ってのがあった。	十勝総合振興局							
めて、そ	正紙の部内検査については、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定 その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならない 至員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	空知総合振興局							
ウ債権・基金									
《指導事項》									
項を記録し	幾設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、必要な事 ておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部 なければならないが、これらを行っていないものがあった。	網走高等看護学院							

公用車による交通事故等が発生しているもの 監査結果の項目別区分 部局名 公用車による交通事故 《指摘事項》 賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの 警察本部 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、122件、3,659万9,254円 の支出等があった。 なお、全損により、1台の廃車があった。 注1 各方面本部及び警察署を含む。 注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び 金額を含む。 《指導事項》 賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。) 左表部局名のとおり 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、計15部局で、41件、 963万3,186円の支出等があった。 なお、全損により、3台の廃車があった。 【賠償金、修繕費用等の合計】 (単位:件、 円、 全損に 件 数 名 額 よる廃車 空知総合振興局 6 1, 446, 636 282, 200 狩 振 駔 局 1 後志総合振興局 733, 109 3 胆振総合振興局 8 1,679,329 1 高 振 1 157, 302 3 613, 129 渡島総合振興局 Щ 振 興 局 1 387, 752 檜 上川総合振興局 396, 837 2 245, 289 宗谷総合振興局 1 オホーツク総合振興局 9 2, 413, 174 十勝総合振興局 1 149, 965 釧路総合振興局 2 383, 765 振 局 373,000 根 室 1 胆 教 局 1 111, 337 振 杳 教 育 局 260, 362 渡 島 1 計 41 9, 633, 186 3 (2)行政事故 《指導事項》 賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの 左表部局名のとおり 職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、計2部局で、3件、74万1,069円

の支出があった。

【賠償金の合計】 (単位:件、円)

-		<u> </u>	Η Γ			\ I	1 - 11 (1 4 /
I		部	局	名		件 数	金 額
I	目	高	振	興	局	1	452, 164
I	警	察		本	部	2	288, 905
I			計			3	741, 069

- 28 -

(3)管理瑕疵

《指導事項》

賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、計4部局で、6件、125万 1,224円の支出があった。

左表部局名のとおり

【賠償金の合計】

(単位:件、円)

	部	局	名		件 数	金	額
総		務		部	2	431	, 719
水	産	林	務	部	1	128	, 144
石	狩	教	育	局	1	311	, 277
警	察		本	部	2	380	, 084
		計			6	1, 251	, 224

(4) その他の事故等

《指摘事項》

賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの

道立学校における清掃作業中に、負傷事故が発生し、賠償金として、1件、454万2,110 オホーツク教育局 円の支出があった。

《指導事項》

賠償金等が、1件10万円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。)

道営住宅に設置した高齢者生活相談所に係る電気料金については、地元市町村が負 釧路総合振興局 担することとされているが、当該相談所の設置時に道が電気メーターを設置しなかっ たことに起因して、当該相談所が所在する自治会が支払っていたことから、この電気 料金相当額に対する利息相当分を賠償金として支出しているものが、1件、31万7,936

実習船による海難事故が発生し、離礁作業費用等として、1件、35万7,534円の支出 渡島教育局 があった。

公有財産の損傷等が発生しているもの

部局名 監査結果の項目別区分 火災が発生し、復旧費用を支出しているもの 《指摘事項》 職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、1件、1,198万8,000円の支出があった。 警察本部

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

《指摘事項》

修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計23部局で、49件、491万7,073円の支出が あった。

【修繕費用等の合計】

(単位:件、円)

(単位:件、円)

左表部局名のとおり

【吟唱真加寸少日时】			(十四:11/11
部 局 名	件 数	金 額	損傷物品
総 務 部	1	87, 048	パーソナルコンピュータ
経 済 部	2	104, 220	公用車及びパーソナルコンピュータ
空知総合振興局	3	300, 099	公用車
後志総合振興局	2	186, 127	公用車
胆振総合振興局	2	153, 021	公用車
檜 山 振 興 局	1	96, 765	公用車
上川総合振興局	4	114, 880	公用車及びパーソナルコンピュータ
留 萌 振 興 局	1	72, 360	デジタル一眼レフカメラ
宗谷総合振興局	3	127, 018	公用車及びパーソナルコンピュータ
オホーツク総合振興局	2	531, 748	公用車及びスノーモビル
十勝総合振興局	5	566, 143	公用車及びパーソナルコンピュータ
根 室 振 興 局	3	167, 637	公用車及びパーソナルコンピュータ
教 育 庁	1	64, 800	パーソナルコンピュータ
雨竜高等養護学校	1	329, 832	コンクリートプラント
警 察 本 部	2	98, 984	公用車及び楽器
旭 川 方 面 本 部	3	322, 109	公用車
釧 路 方 面 本 部	2	588, 600	IC運転免許証両面コピー装置
北見方面本部	1	138, 358	公用車
中 央 警 察 署	3	206, 398	公用車
北 警 察 署	4	352, 576	公用車及び可搬式速度測定装置
手 稲 警 察 署	1	130, 723	公用車
釧 路 警 察 署	1	86, 745	公用車
北見警察署	1	90, 882	公用車
計	49	4, 917, 073	

《指導事項》

修繕費用として、合計額が5,000円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。) 左表部局名のとおり 物品の損傷が発生し、修繕費用として、計4部局で、4件、10万1,499円の支出があった。

【修繕費用の合計】

局 件 数 金 額 損傷物品 北方領土対策根室地域本部 1 9,471 公用車 栗 山 警 署 1 34, 560 パーソナルコンピュータ 23, 058 公用車 名 客 警 署 1 公用車 根 察 署 1 34, 410 計 4 101, 499

(3) 物品の亡失

《指摘事項》

物品の亡失が発生した部局が、8部局あった。

左表部局名のとおり

部 局 名	亡失物品
環 境 生 活 部	ICカード乗車券
建 設 部	共通乗車券
胆振総合振興局	ETCカード
オホーツク総合振興局	キーケースの鍵
東京事務所	ICカード乗車券
枝 幸 高 等 学 校	校舎マスターキー及び電子キー
置戸高等学校	電子キー及び事務室入口扉鍵
栗 山 警 察 署	USBメモリー

8 その他是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
S営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成29年度の単年度収支が10億318万円となり、平成25年度から5年連続で単年度収支が黒字となっている。今年度においても、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は237億8,937万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。	農政部

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分	部局名
経営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
(1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億9,985万1,299円と7年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は86億3,792万623円と、なお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	
(2) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億5,377万2,462円となり、累積欠損金は527億8,803万9,982円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局

3 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

		監査結果の項目別区分	部 局 名
(1)	収	入に係る事項	_
	《指	· 導事項》	
		ア 過年度医業未収金において、督促状の指定期限を過ぎて完納に至らない場合は、催告等を行うこととされているが、1年以上これらを行っていないものがあった。また、督促状の指定期限又は最終の一部納付日の翌日から起算して3年経過した場合は、期限付きの催告状を送付し、時効の援用の申出があった場合などに、不納欠損処理を行うこととされているが、これらを行っていないものがあった。	向陽ヶ丘病院
		イ 医業未収金の徴収において、納入義務者が督促状の指定期限までに滞納金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数等に応じて計算した延滞金を徴収することとされ、当該延滞金を納付させるときは、納入義務者に対して納付書を送付しなければならないが、これを行っていないものがあった。	子ども総合医療・ 療育センター
		ウ 修繕費用を請求するときは、調定を行い、直ちに納入通知書を作成して納入義務者 に送付しなければならないが、これらを行っていないものがあった。	緑ヶ丘病院
(2)	支	出に係る事項	
	《指	導事項》	
		前渡資金による私費立替金の支払において、立替払を行った職員から請求書の提出があったが、長期間支払手続を行わなかったことから、年度内に支払っていないものが、1件、2万7,215円あった。	道立病院局
(3)	契	約に係る事項	
	ア	工事契約	
		《指導事項》	
		工事請負契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が 行うこととされているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものが あった。	江差病院
ĺ	1	委託契約	
		《指摘事項》	
		業務委託契約に係る予定価格の積算において、直接物品費等の算定を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、15万7,680円あった。 また、予定価格が過大となっているものが、上記を含め、2件、208万6,560円あった。	緑ヶ丘病院
		《指導事項》	
		(7) 委託契約及び物品購入契約において、一般競争入札に付した場合は、契約の名称、入札者名、入札結果等を、また、物品購入契約において、1件の金額が160万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの公表を行っていないものがあった。	江差病院
		(イ) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、 入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていな いものがあった。	向陽ヶ丘病院
		(ウ) 委託契約書等に係る解除請求権を定める条項について、誤って記載しているものがあった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	企業局

	ウ	その他の契約 《指導事項》			
		(7) 物品購入契約において、1件の予定価格が160万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	江差病院		
		(イ) 物品購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。	緑ヶ丘病院		
		(f) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	向陽ヶ丘病院		
(4)	財	産に係る事項			
	《指摘事項》				
		事業資産の使用許可に伴う使用料について、使用許可を行った売店の利用対象者が限られる等の理由により、その営業環境を勘案する必要があるときは、算定した使用料の額を免除することができるなどとされているが、これに該当しないにもかかわらず、免除しているものが、1件、15万6,273円あった。	緑ヶ丘病院		
	《指	《指導事項》			
		事業資産の使用許可に係る使用料について、消費税等の率を誤って適用したことから、 徴収額が過少となっているものが、2件、1万4,719円あった。	北見病院		
(5)	会計経理に係る事項				
	《指摘事項》				
		ア 費用を医療部門と療育部門に区分して経理する必要がある場合は、医療部門に係る 費用は医業費用に療育部門に係る費用は医業外費用に計上し、両部門のどちらか明確 に区分できない場合にあっては、当該費用を按分し計上することなどとされている が、計上の方法を誤っているものが、3件、19万5,880円あった。	道立病院局		
		イ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を 作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについ て、課税取引とすべきものを不課税取引として経理しているものが、5件、5万1,346 円あった。	江差病院		
	《指	《指導事項》			
		貯蔵品については、毎事業年度末に実地棚卸を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、貯蔵品については、購入後直ちに使用する予定で、管理者が指定する棚卸資産を購入した場合は、費用として経理することができることとなっているが、これに該当しないものを購入時に費用としているものがあった。	向陽ヶ丘病院		

4 公用車による交通事故等が発生しているもの

監査結果の項目別区分	部 局 名		
公用車による交通事故			
《指導事項》			
公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、10万2,930円の支出があった	上。 企業局		